

東三河広域連合
新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画

令和3年3月 策定
東三河広域連合

目 次

	ページ
第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 対象となる感染症	1
第 3 節 広域連合の基本的な考え方	2
第 4 節 社会的な影響	2
第 5 節 発生段階ごとの広域連合の行動・対応	2
第 2 章 総論	5
第 1 節 本計画の基本的な考え方	5
第 2 節 発生時に継続する業務等	5
第 3 節 実施体制の確保	8
第 4 節 業務継続計画の実施	8
第 5 節 業務継続計画の維持・管理	8
第 6 節 計画の改定	9
第 3 章 各論	10
第 1 節 業務体制	10
(1) 主な共通業務	10
(2) 課別業務継続リスト	11
・総務課	11
・徴収課	12
・消費生活課	13
・介護保険課	14
第 4 章 職員の感染防止対策等	16
第 1 節 職場における感染防止対策	16
第 2 節 職員が取り組む感染防止対策	17
第 3 節 職員が発症した場合の対応	17
第 5 章 まとめ	18

東三河広域連合新型インフルエンザ等感染症対策業務継続計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

東三河広域連合（以下「広域連合」という。）は、東三河地域の8市町村（以下「構成市町村」という。）の地域が将来にわたって持続的に発展していくための新たな広域連携体制として設立した特別地方公共団体であるが、平成30年度から介護保険事業を開始し、より住民生活に密着した行政サービスを提供しているため、新型インフルエンザ等の発生時においても広域連合としての意思決定機能を維持し、最低限の住民生活の維持、経済活動上必要な業務等（以下「最低限の住民生活の維持等に必要な業務」という。）を円滑に継続することが必要である。また、加えて新型インフルエンザ等について必要な対策業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を実施することも必要となる。

したがって、新型インフルエンザ等の発生時に限られた人員の中で、広域連合として継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、適正な業務遂行を行うために業務継続計画を策定するものである。

第2節 対象となる感染症

本計画で対象とする新型インフルエンザ等の感染症は、以下のとおりとする。根拠となる法律については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）」とする。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ※1
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、①と同様に社会的影響が大きなもの ※2

※1 ・新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

第3節 広域連合の基本的な考え方

広域連合の例規や事務の運用などは、基本的に中核市の豊橋市に準じていることから業務継続計画も原則として豊橋市に準じて策定する。ただし、広域連合の特性により以下に掲げる事項について考慮する。

- (1) 広域連合では保健衛生に関する業務を行っていないため、医療提供体制など専門的業務は県や基礎自治体である構成市町村が主体となつて行うこととなる。
- (2) 業務継続計画は広域連合の主たる事務所がある豊橋市職員会館に勤務する派遣職員（再任用職員等を含む）を対象とする。併任職員は併任元である構成市町村で従事することを基本として考える。体制については構成市町村ごとに業務継続計画などの内容が異なるため、それぞれの併任元である構成市町村の計画等に従うものとする。
- (3) 広域連合の業務は、主たる事務所の豊橋市職員会館だけでなく、構成市町村の庁舎等においても業務を実施しているため、構成市町村に設置している窓口等の業務については構成市町村職員と連携して判断をする。

第4節 社会的な影響

新型インフルエンザ等が東三河地域内（以下「地域内」という。）で発生した場合、地域内の事業所の従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の多くが欠勤することが想定される。また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、住民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

第5節 発生段階ごとの広域連合の行動・対応

(1) 基本方針

新型インフルエンザ等は、発生そのものを阻止することが不可能であり、また発生時期を正確に予知することも困難である。さらに、交通手段の発達により地球規模で大量の人々が短時間に移動する時代でもあり、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本、そして東三河地域への侵入も避けられないものと考えられる。

このため、広域連合においては、住民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ等感染症対策を課題の一つに位置づけ、以下に示す2つの基本方針を定める。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- ② 住民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 発生段階

新型インフルエンザ等の対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

国の行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これはWHOが宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、我が国の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定めたものである。新型インフルエンザ等感染症対策は、全国統一的な対応が必要であり、広域連合においても、国・県と同様の段階を定め、各段階に対する対策を推進する。

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域内未発生期) 地域内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域内発生早期) 地域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域内感染期) 地域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

段階の移行は、地域内での発生状況を踏まえ、国・県・構成市町村の状況を勘案し判断する。

発生した新型インフルエンザ等の感染力によっては、海外発生期から国内感染期（地域内発生早期）までの期間が極めて短くなることも想定されることから、発生した新型インフルエンザ等の性状等に関する情報を注視しながら、迅速に対策を実行する。

(3) 発生段階ごとの対策

ア 未発生期

目的	発生に備えて体制の整備を行う。
対策	① 新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時の業務の継続について検討を進める。

イ 海外発生期

目的	地域内発生に備えて体制の整備を行う
対策	① 構成市町村の対応状況等の情報収集を図る。 ② 各部局において、今後の感染拡大に伴う対応について確認する。 ③ 事業者に対し、職場における感染防止策、業務の継続又は自粛の準備を行うよう要請する。

ウ 地域内未発生期（国内発生早期以降）

目的	地域内発生に備えて体制の整備を行う
対策	① 構成市町村の対応状況等の情報収集を図る。 ② 引き続き、事業者等に対して、不要不急の業務の縮小に向けた取り組み、感染防止対策等の確認を要請する。 ③ 職員に対し、手洗い・咳エチケット等の個人予防策の徹底について周知する。

エ 地域内発生早期

目的	① 事務所内での感染防止策を実施する。 ② 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策	① 構成市町村の対応状況等の情報収集を図る。 ② 介護福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染予防策の強化を要請する。 ③ 引き続き、職員に対し、手洗い・咳エチケット等の個人予防策の徹底について周知する。 ④ 事務所内での集団感染のリスク低減策を検討、実施する。

オ 地域内感染期

目的	① 健康被害を最小限に抑える。 ② 社会・経済機能への影響を最小限に抑える。
対策	① 構成市町村の対応状況等の情報収集を図る。 ② 引き続き、職員に対し、手洗い・咳エチケット等の個人予防策の徹底について周知する。 ③ 事務所内での集団感染のリスク低減策を実施する。

カ 小康期

目的	社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策	① 構成市町村の対応状況等の情報収集を図る。 ② 地域内の流行状況、国や県、構成市町村における検討状況等を踏まえ、リスク低減策の解除等の検討、解除等実施をする。

第2章 総論

第1節 本計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合、総合的かつ効果的な対策を迅速に講じるとともに、住民生活の維持等に不可欠な行政サービスを継続して実施するために、継続すべき重要業務の選定など新型インフルエンザ等の発生時の広域連合の業務継続に必要な事項を定める。

(2) 職員の被害想定

実施にあたっては、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力、被害の状況、事態の進行など感染症の状況に応じ被害想定は変わるため、国や県の基本的対処方針に応じて状況ごとに柔軟に対応する。豊橋市の新型インフルエンザ対策業務継続計画では強毒性の新型インフルエンザを想定し、最大40%の職員が欠勤することを前提に作成されているため、広域連合においても欠勤率40%での出勤人数の算出と優先業務の抽出及び必要人員の確認を行い優先業務が遂行できることを確認する。しかし、職員が罹患した場合には同一事務室内の職員すべてが濃厚接触者※となり欠勤率100%となることも考えられ、その時の対応については所属を超えた対応や構成市町村からの新規派遣職員等について協議を行うものとする。

※濃厚接触者

厚生労働省の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」によると、下記のような者を想定している。

- ・同居者 患者と同居する者。
- ・医療関係者 患者の診察、処置、搬送等に个人防护具（マスク等）の装着なしに直接携わった医療関係者や搬送担当者。
- ・汚染物質への接触者 患者由来の体液、排泄物などに、个人防护具の装着なしで接触した者。具体的には个人防护具なしで患者由来検体を取り扱った検査従事者、患者の使用した洗面所、寝具等の清掃を行った者等。
- ・直接対面接触者 手で触れること、会話することが可能な距離で、患者と対面で会話や挨拶等の接触のあった者。接触時間は問わない。勤務先、学校、医療機関の待合室、会食等での近距離接触者等が該当する。

(3) 業務実施に係る基本事項

- ・ 新型インフルエンザ対策業務を優先的に実施する。
- ・ 住民生活の維持のために必要な最低限の業務を継続する。
- ・ 最低限の業務以外の業務を中断し、人員を新型インフルエンザ対策業務の実施要員と最低限の業務を継続するための代替要員として確保する。
- ・ 感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断する。

第2節 発生時に継続する業務等

(1) 業務の仕分け方法

各所属の業務について下記により仕分けを行う。

分類	仕分けの目安
新型インフルエンザ対策業務(S)	新型インフルエンザ等の対策のために新たに生じ、かつ、かなりの業務量が見込まれる業務。又は量が大幅に増加する業務
継続する業務(A)	新型インフルエンザ等の発生時においても、業務を中断すると住民の生命・財産や社会機能維持に重大な影響が生じるなど中断することが不可能で継続しなければならない業務。必要に応じて縮小などの対応をとる場合もある。
変更して対応する業務(B)	窓口対応を電話や電子メールなどに変更して対応を継続する業務
中断・中止する業務(C)	新型インフルエンザ等の県内でのまん延期には、業務を一定期間（8週間程度）中断したり、施設などの使用を感染拡大の可能性が無くなるまで一時的に中止したりする業務。なお、年度切り替えなど時期によっては継続する業務(A)や変更して対応する業務(B)として扱う場合もある。

(2) 各発生段階における対応のイメージ

発生段階		業務継続に関する対応	職員配置	
未発生期		業務継続計画の作成、見直し	職員100% 通常業務	
海外発生期		「新型インフルエンザ対策業務(S)」 「通常業務」を実施しつつ、「変更して対応する業務(B)」 「中断・中止する業務(C)」の準備	職員100% 通常業務S ※職員の配置・勤務体制を工夫して実施	
国内発生早期	地域内 未発生期	「新型インフルエンザ対策業務(S)」 「通常業務」を実施しつつ、「変更して対応する業務(B)」 「中断・中止する業務(C)」の準備	職員100% 通常業務S ※職員の配置・勤務体制を工夫して実施	
	地域内 発生早期	「新型インフルエンザ対策業務(S)」 「継続する業務(A)」を実施しつつ、職員の欠勤状況に応じて「変更して対応する業務(B)」の実施と「中断・中止する業務(C)」の中止等の実施	職員100～60% Cの一部A+B+Cの一部S	
	国内感染期	地域内 感染期	「新型インフルエンザ対策業務(S)」 「継続する業務(A)」を実施しつつ、職員の欠勤状況に応じて「変更して対応する業務(B)」の実施と「中断・中止する業務(C)」の中止等の実施	職員100～60% Cの一部A+B+Cの一部S
		地域内 感染期	「新型インフルエンザ対策業務(S)」 「継続する業務(A)」 「変更して対応する業務(B)」を実施しつつ「中断・中止する業務(C)」の中断・中止	職員60% C A+B S
地域内 感染期		職員の欠勤状況に応じて、「中断・中止する業務(C)」を再開したり、「変更して対応する業務(B)」を元に戻したりする	職員100～60% Cの一部A+B+Cの一部S	
小康期		通常体制に復帰するとともに、第三段階までに実施した対策の評価を行い、第二波に備えた対策を実施	職員100% 通常業務S ※職員の配置・勤務体制を工夫して実施	

※図中のSは新型インフルエンザ対策業務、Aは継続する業務、Bは変更して対応する業務、Cは中断・中止する業務をそれぞれ表します

第3節 実施体制の確保

(1) 未発生期における準備

- ア 新型インフルエンザ対策業務、継続する業務は代替要員により直ちに円滑な業務遂行ができるよう業務マニュアルを作成するなどの対策を講じておく。
- イ 継続する業務の実施に必要な業務を受託している業者等に対しては、必要な代替要員や物資の確保方法など事業継続計画の作成を要請しておく。
- ウ 必要物資の確保については、業務の継続に必要な物資をリストアップし、計画的な備蓄を検討する。

(2) 発生期の感染状況の把握

- 新型インフルエンザ等の発生による業務への影響を把握するため、下記により職員の感染者等の報告を行う。
- ア 職員が新型インフルエンザ等に感染又は濃厚接触者となった等の理由により休暇を取得する場合は、所属長に報告する。
 - イ 所属長は所属する職員の勤務状況等を部局長及び総務課長に報告する。

第4節 業務継続計画の実施

(1) 業務継続体制への移行と通常業務への復帰の判断

事務局長は、新型インフルエンザ等の特性や発生状況（地域外・地域内発生期）、職員の欠勤状況等を踏まえ業務継続体制への移行と通常体制への復帰を総合的に判断する。

(2) 仕分け業務の実施

事務局長が、業務継続体制への移行を判断した場合、各所属は、事前に整理した新型インフルエンザ対策業務(S)、継続する業務(A)、変更して対応する業務(B)、中断・中止する業務(C)により対応する。

(3) 人員の調整

職員の欠勤などにより、業務の遂行に支障が出た場合は、原則として部内での補充措置を行う。ただし、部内でその補充措置ができない場合と、資格、免許、特殊な経験などを必要とする業務に関して、部内での応援体制が困難となる場合は、下記の順序により所属を超えた支援体制をとる。

ア 人員現況の報告

各部は、業務継続体制へ移行後、所属ごとの職員の現況（新型インフルエンザによる欠勤者等）、支援を必要とする又は支援が可能な職員数を取りまとめ、各部ごとに総務課へ報告する。

イ 調整の実施

報告を受けた総務課は、職員の応援が可能な部局と応援を必要とする部局との間の支援体制の調整を行う。

(4) 運用における留意点

実際の業務の縮小、中断、休止等は、状況に応じて弾力的に運用する。

第5節 業務継続計画の維持・管理

業務継続計画の内容をより効果的なものにするため、職場の実情に応じた業務マニュアルを作成するとともに、各所属において必要に応じて点検・改善を行う。

第6節 計画の改定

この計画の実効性を維持向上させるため、新型インフルエンザの特性、国や県の新型インフルエンザ対策行動計画の修正等に応じ計画の適宜見直しをする。

第3章 各論

第1節 業務体制

業務継続計画は広域連合の主たる事務所がある豊橋市職員会館に勤務する職員（派遣職員、再任用職員等を含む）を対象とした総務部総務課、税務事業部徴収課、福祉事業部介護保険課の3課及び消費生活相談員を雇用する住民生活事業部消費生活課についてその必要人員の洗い出しをする。併任職員は広域連合の業務に加え、併任元である構成市町村の業務にも従事しているため、構成市町村での計画に従うものとし、本計画内に記載をしない。

（1）主な共通業務

①新型インフルエンザ対策業務（S）

- ・ 職員等の感染予防、感染拡大防止策の実施
- ・ 職員等の罹患状況・出勤状況等の把握
- ・ 感染予防対策に要する消耗品等の把握と調達準備
- ・ 関係機関との連絡調整、情報収集
- ・ 委託業者等との連絡調整
- ・ 職員の配置、勤務割の変更
- ・ 部局内の人員の調整

②継続する業務（A）

- ・ 災害対応業務
- ・ 予算の要求、執行、決算、文書収発等の庶務事務
- ・ その他緊急に行わなければならない業務

③中断・中止する業務（C）

- ・ 所管する協議会、団体の運営事業
- ・ 審議会の開催（住民生活の維持、住民の生命、社会秩序の維持に必要なものを除く）
- ・ イベント、講座、研修等の主催業務
- ・ 不急の出張、研修

(2) 課別業務継続リスト（共通業務以外）

【総務課】

職員（再任用・嘱託職員等を含む）の欠勤率 40% 9人→5人、欠勤率 100% 9人→0人

分類	業務内容	必要人工数
新型インフルエンザ対策業務（S）	・議員への情報提供 ・関係自治体等との連絡、調整 ・各課応援体制の調整 ・職員、議員の感染状況、出勤状況等の把握 ・新型インフルエンザ等感染症に関する予算対応 ・新型インフルエンザ等対応物品の調達 ・住民、報道機関への連絡、情報提供（ホームページ運営管理含む）	5人
継続する業務（A）	・職員の給与に関する事務 ・議会運営（議会对応）に関する業務 ・郵便等の收受、発送 ・各課予算編成 ・決算統計 ・財務会計システム管理 ・収入事務 ・支出事務 ・物品の購入等の入札、契約 ・選挙人登録者数の告示	5人（Sの人員含む）
変更して対応する業務（B）	・基金管理、資金計画 ・市町村長会議等の政策会議 ・情報公開、個人情報保護制度の実施	5人（Sの人員含む）
中断・中止する業務（C）	・職員の給与に関する事務を除く人事関係事務 ・財務諸表 ・財産管理事務 ・人事行政、財政公表等の広報 ・業者登録、審査 ・条例規則・議案の審査 ・公平委員会 ・広域行政に係る企画調整、関係機関との調整 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理 ・まち・ひと・しごと総合戦略等に係る催事等 ・地方創生の推進に係る企画調整及び関係機関との連携 ・「広報ひがしみかわ」などの編集、発行	

【徴収課】

職員（再任用・嘱託職員等を含む）の欠勤率 40% 13人→7人、欠勤率 100% 13人→0人

分類	業務内容	必要人工数
新型インフルエンザ対策業務（S）	・ 新型インフルエンザ等感染症に関する他課等との連絡・調整	1人
継続する業務（A）	・ 換価の猶予 ・ 換価代金の配当 (国税徴収法131条の規定により、納付の日から3日以内に配当計算書謄本を発送)	1人（Sの人員含む）
変更して対応する業務（B）	【移管元市町村に対応を依頼】 ・ 滞納者からの滞納金額等についての問合せ対応 ・ 納付書発送	1人（Sの人員含む）
中断・中止する業務（C）	・ 納税折衝 ・ 財産調査 ・ 催告書発送 ・ 差押や公売等の滞納処分 (時効中断のための差押、裁判所の競売事件や他執行機関への交付要求など、期日が迫っているものは個別対応)	

【消費生活課】

職員（再任用・嘱託職員等を含む）の欠勤率 40% 22人→13人、欠勤率 100% 22人→0人

分類	業務内容	必要人工数
新型インフルエンザ対策業務（S）	・国、国民生活センター、東三河広域連合構成市町村関係課との連絡・調整 ・消費生活相談業務の中止に伴う相談者への対応（他の相談窓口の案内、中止の案内等） ・講座講師、講座申込者等の外部関係者との連絡・調整 ・消費生活相談員の感染状況、出勤状況等の把握 ・新型インフルエンザ等感染症に関する交付金対応 ・新型インフルエンザ等感染症に関する消費生活関連情報の広報	消費生活課 （総合センター） 4人 他センター 4人
継続する業務（A）	・消費生活相談員の給与に関する事務 ・収入事務 ・支出事務 ・予算・決算事務 ・公用車管理	消費生活課 （総合センター） 4人（Sの人員含む）
変更して対応する業務（B）		
中断・中止する業務（C）	・消費生活相談員の給与に関する事務を除く人事関係事務 ・消費生活相談業務（消費生活相談員でなければ業務執行が不可能であるため） ・弁護士相談 ・消費生活啓発業務	

【介護保険課】

職員（再任用・嘱託職員等を含む）の欠勤率 40% 42人→25人、欠勤率 100% 42人→0人

分類	業務内容	必要人工数
新型インフルエンザ対策業務（S）	・国、県、東三河広域連合構成市町村、他自治体との連絡・調整 ・介護保険事業者との連絡・調整 ・国保連との請求に関する連絡・調整 ・要介護認定の臨時的な取扱い業務	5人 (経験者)
継続する業務（A）	・地域支援事業問い合わせ対応業務 ・家族介護用品給付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・グループホーム入居者負担軽減事業 ・保険給付費等（償還払い含む）の支給に関する事務 ・負担限度額認定、社会福祉法人軽減等の減免関係証書の発行に関する事務 ・介護保険料の賦課決定事務 ・介護保険料の特別徴収事務 ・介護保険料の口座振替事務 ・認定結果通知発送 ・認定審査会割当 ・主治医意見書関連業務 ・域外調査委託 ・要介護認定申請入力	11人（Sの人員含む） (経験者)
変更して対応する業務（B）	・介護保険法／老人福祉法に基づく申請・届出 ・介護事業所整備／開設準備補助金の申請 ・送付先変更届出や証書の再発行等、資格に関する事務	5人（Sの人員含む）
中断・中止する業務（C）	・介護保険事業計画の策定及び進捗管理 ・介護保険事業運営委員会の開催 ・介護保険課窓口長会議・部課長会議の開催 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・運動器機能向上事業 ・介護マーク普及事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス事業 ・住宅改修支援事業 ・市町村委託契約業務 ・介護職員初任者研修受講支援・就労加算事業 ・事業所管理者向け人材育成支援事業 ・シニア人材活用促進事業 ・高齢者疑似体験セット貸出事業 ・ICT機器導入支援事業 ・転居、転入等による被保険者証書発行に関する事務	

	・給付費適正化に関する事務 ・介護保険被保険者証の新規交付事務（65歳年齢到達者） ・介護保険料の還付・充当事務 ・介護保険料の年金機構への返納事務 ・介護保険料の未納者対策事務 ・介護保険料の公示送達事務 ・介護保険料の不納欠損事務 ・介護保険料の窓口対応 ・保有個人情報開示業務 ・要介護認定等資料提供業務 ・転入継続処理 ・認定審査会資料チェック ・予算執行等の庶務、経理事務	
--	---	--

第4章 職員の感染防止対策等

新型インフルエンザ等が地域内で発生した場合、業務実施の根幹となるのは、職員の生命・健康の維持と業務に従事する職員の確保であり、そのためには職員の感染防止対策を徹底して行わなければならない。また、職員は、常日頃から手洗いやうがいの励行等感染予防策や健康状態の自己把握に努め、突然の新型インフルエンザ等の発生に対応できるようにしておく。

第1節 職場における感染防止対策

(1) 会議・研修会等の中止

感染者との接触の機会を減らすために、原則として会議・研修会等を中止する。やむを得ず会議等を行う場合においては、出席者の健康状況を把握し、マスク着用及び手指の消毒の上、できるだけ対人距離（可能であれば2m以上）を確保する。また、会議場所は消毒液の設置やこまめな換気を行う。

(2) 緊急に行わなければならない業務以外の外出を伴う業務の中止

外出を伴う業務は、緊急に行わなければならないものを除き原則として中止する。可能な限り電話、ファックス、電子メール等により業務を進め、やむを得ず外出する場合はマスクを着用するなどの感染防止策をとる。

(3) 事務所まん延防止対策の実施

来所者による新型インフルエンザウイルス等の持ち込みの可能性や職員間の接触による拡大・まん延のおそれもあるため、事務所の実情（建物の形態、入居状況など）等を踏まえ、必要に応じて事務所内のまん延防止対策を実施する。

①来所者の立入場所の制限

来庁者の立ち入ることのできる場所（訪問スペース）を各庁舎の特定箇所（事務室と壁などで隔てられた会議室、玄関ホール等）に設置し、担当所属（執務室）から職員が訪問スペースに出向いて、マスク着用の上、来庁者に対応する。

訪問スペースには手指消毒剤を設置し、訪問スペースに出入りする人には手指の消毒を行ってもらう。

②相談・窓口業務での対応

訪問スペースで対応することが困難な相談や各種手続きのための窓口業務は、あらかじめ決めておいた場所で対応する。この場合、可能であれば飛沫感染防止の対策として来所者と職員の間にはアクリル板などの設置をする。加えて、来所者にはマスク着用を依頼するとともに、担当所属（事務室）に設置した手指消毒剤による消毒を行ってもらい、職員はマスク着用の上、対応する。

③シフト制の導入・事務室の分離等

職員による集団感染のリスク低減のため、在宅型テレワークや事務室を分離するなどの対策を検討・実施する。

④時差出勤の導入

公共交通機関を利用し出勤する者は通勤ラッシュ時に出勤することにより不特定多数の者と濃厚接触者となる可能性があるため、時差出勤の導入を検討・実施する。

⑤不要不急の外出の自粛

国内感染期においては、人と人の接触機会を削減することが感染症の収束には必要であるため、業務中、業務外にかかわらず不要不急の外出を控える。特に新型インフルエンザ等の

患者が発生している地域への移動は慎むべきである。

第2節 職員が取り組む感染防止対策

職員は、インフルエンザの基礎知識を持ち、職場のみならず家庭等においても日頃から感染予防に努め、自己の健康管理に留意するとともに、主な感染経路である飛沫感染、接触感染の防止等、感染予防対策をより一層徹底する。

(1) 手洗いの励行

手洗いは、感染防止策の基本であり、職場のみならず、家庭等においても外出からの帰宅・帰庁後や不特定多数の者が触れる物に触れた後などに、手洗いを確実に実施する。

(2) うがいの励行

うがいは、職場のみならず、家庭等においても外出からの帰宅・帰庁後に、手洗いとともに実施する。

(3) 咳エチケットの実施

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲に感染させないように、「咳エチケット（咳やくしゃみが出る時に、他人にうつさないためのエチケット）」を徹底する。

(4) マスクの着用

咳によるウイルスを含んだ飛沫の拡散を防ぐために、咳やくしゃみをしている職員は、必ずマスクを着用する。

第3節 職員が発症した場合の対応

(1) 自宅で発症した場合

本人、家族が発症した場合は、極力、他の人と接触しないようにするとともに、手洗い、うがい等を励行し二次感染の防止に努める。また、所属長に速やかに報告し、必要に応じて、服務上の取扱いに基づき対応する。

なお、発症者と濃厚接触した可能性のある職員は、潜伏期を考慮して検温等健康観察に十分留意する。

(2) 勤務中に発症した場合

勤務中に、発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を呈した場合は、所属長へ速やかに報告し、マスクを着用の上、事務室以外の部屋等に移動するなど他の職員との接触を避ける。移動後速やかに医療機関やその他必要な機関に電話連絡し、受診方法を確認した上で受診し、結果を所属長へ報告する。必要に応じて、服務上の取扱いに基づき対応する。

なお、発症者と濃厚接触した可能性のある職員は、潜伏期を考慮して検温等健康観察に十分留意する。

(3) 職場内の消毒

職場で発症者が出た場合又は発症の疑いがある場合は、事務室内に付着したおそれのあるウイルスを除去するため、飛沫が付着しそうな当該職員の机、椅子、電話、テーブル、ドアノブ等を消毒剤により拭き取る。

第5章 まとめ

広域連合では、対応すべき主な業務の実施時間を定め、組織内の整合を図りながら、非常時優先業務の整理を行った。

本計画は、機構改革、実施事務の追加、構成市町村の関連計画等の変更などにより、随時更新していく必要がある。計画更新にあたっては、新たな対応策の知見を積極的に取り入れ、職員への周知啓発を図ることで、広域連合の業務継続能力を向上させるものとなるよう努める。